

議案第 4 号

東村山市難病患者福祉手当支給条例及び東村山市障害者手当支給
条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市難病患者福祉手当支給条例及び東村山市障害者手当支給
条例の一部を改正する条例

東村山市難病患者福祉手当支給条例（平成 4 年東村山市条例第 9 号）及び東
村山市障害者手当支給条例（昭和 4 6 年東村山市条例第 1 6 号）の一部を別紙
のとおり改正することに議決を得たい。

説明 障害福祉に関する市単独事業の再構築に伴い、手当の額の統一等を行う
ため、本案を提出するものである。

東村山市難病患者福祉手当支給条例及び東村山市障害者手当支給
条例の一部を改正する条例

(東村山市難病患者福祉手当支給条例の一部改正)

第 1 条 東村山市難病患者福祉手当支給条例（平成 4 年東村山市条例第 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「その者の配偶者又は子（難病患者が 2 0 歳未満の場合は、
その者の父母を含む。）」を「者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの」
に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該難病患者の配偶者
- (2) 当該難病患者（配偶者がある場合を除く。）が 2 0 歳未満の場合は、
その者の父母

第 3 条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 1 号中「を課税
されて」を「の所得割を課されて」に改める。

第 4 条中「5, 0 0 0 円」を「6, 0 0 0 円」に改める。

(東村山市障害者手当支給条例の一部改正)

第 2 条 東村山市障害者手当支給条例（昭和 4 6 年東村山市条例第 1 6 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「その者の配偶者又は子（障害者が 2 0 歳未満の場合は、
その者の父母を含む。）」を「者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの」
に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者の配偶者
- (2) 当該障害者（配偶者がある場合を除く。）が 2 0 歳未満の場合は、そ

の者の父母

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「を課税されて」を「の所得割を課されて」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 東村山市難病患者福祉手当支給条例(平成4年東村山市条例第9号)に基づく難病患者福祉手当の支給を受けているとき。

第4条中「7,000円」を「6,000円」に改め、同条ただし書を削る。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「第3条第2項第3号」を「第3条第2項第4号」に改め、同項第4号中「第3条第2項第4号」を「第3条第2項第5号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の東村山市難病患者福祉手当支給条例の規定は、平成31年8月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の東村山市障害者手当支給条例の規定は、平成31年8月以後の月分の障害者手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の障害者手当の支給については、なお従前の例による。

東村山市難病患者福祉手当支給条例及び東村山市
障害者手当支給条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

第1条（東村山市難病患者福祉手当支給条例の一部改正）

（定義）

第2条（略）

2 この条例において「扶養義務者」とは、難病患者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該難病患者の配偶者

（2）当該難病患者（配偶者がある場合を除く。）が20歳未満の場合は、その者の父母

（支給要件）

第3条（略）

2 前項の規定にかかわらず、当該難病患者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

（1）その者又はその者の扶養義務者が当該年度の市民税（4月から7月までの月分の手当については、前年度分の市民税）の所得割を課されているとき。

（2）～（5）（略）

（手当の額）

第4条 手当は月を単位として支給するものとし、その額は1月につき6,000円とする。

第2条（東村山市障害者手当支給条例の一部改正）

旧 条 例

第1条（東村山市難病患者福祉手当支給条例の一部改正）

（定義）

第2条（略）

2 この条例において「扶養義務者」とは、難病患者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められるその者の配偶者又は子（難病患者が20歳未満の場合は、その者の父母を含む。）をいう。

（支給要件）

第3条（略）

2 前項の規定にかかわらず、当該難病患者が次の各号の一に該当するときは、支給しない。

（1）その者又はその者の扶養義務者が当該年度の市民税（4月から7月までの月分の手当については、前年度分の市民税）を課税されているとき。

（2）～（5）（略）

（手当の額）

第4条 手当は月を単位として支給するものとし、その額は1月につき5,000円とする。

第2条（東村山市障害者手当支給条例の一部改正）

新 条 例

(定義)

第2条 (略)

2 この条例において「扶養義務者」とは、障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該障害者の配偶者

(2) 当該障害者（配偶者がある場合を除く。）が20歳未満の場合は、その者の父母

(支給要件)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

(1) その者又はその者の扶養義務者が当該年度の市民税（4月から7月までの月分の手当については、前年度分の市民税）の所得割を課されているとき。

(2) (略)

(3) 東村山市難病患者福祉手当支給条例(平成4年東村山市条例第9号)に基づく難病患者福祉手当の支給を受けているとき。

(4)・(5) (略)

(手当の額)

第4条 手当は月を単位として支給するものとし、その額は1月につき6,000円とする。

旧 条 例

(定義)

第2条 (略)

2 この条例において「扶養義務者」とは、障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められるその者の配偶者又は子（障害者が20歳未満の場合は、その者の父母を含む。）をいう。

(支給要件)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号の一に該当するときは、手当は支給しない。

(1) その者又はその者の扶養義務者が当該年度の市民税（4月から7月までの月分の手当については、前年度分の市民税）を課税されているとき。

(2) (略)

(3)・(4) (略)

(手当の額)

第4条 手当は月を単位として支給するものとし、その額は1月につき7,000円とする。ただし、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定する国立ハン

新 条 例

(届出義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) その者の保護者が第3条第2項第4号の障害手当を受けるとき。

(4) 第3条第2項第5号に規定する施設に入所したとき。

(5) (略)

2 (略)

旧 条 例

セン病療養所に入所している者の手当の額は、1月につき5,000円とする。

(届出義務)

第9条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) その者の保護者が第3条第2項第3号の障害手当を受けるとき。

(4) 第3条第2項第4号に規定する施設に入所したとき。

(5) (略)

2 (略)